

〔資料と解説〕

大嘗祭違憲訴訟（四）〔控訴審編その2〕

—鹿児島県知事の大嘗祭出席についての住民訴訟の記録—

小 栗 実

まえがき

まぎれもない宗教的儀式だった大嘗祭。そのうちの悠紀殿供饌の儀に鹿児島県知事が公金を支出して参列したことが憲法の定める政教分離原則に反するかどうかが争われている鹿児島大嘗祭訴訟は、控訴審もいよいよ大詰めに入ってきた。第一審の鹿児島地裁（九二年一〇月二日）は、「公的性格」を有するとして、多額の公金を支出した大嘗祭への国の関与の憲法適合性については一切ふれないまま、県知事の参列行為は国の象徴たる天皇にたいする儀礼的行為であり、「目的・効果基準」にてらして憲法が禁ずる宗教的行為には当たらないと判決した。

福岡高裁宮崎支部ですすめられている控訴審もすでに三年目にはいった。原告側（控訴人）は、大嘗祭の歴史的な沿革・政教分離原則の意義、「目的・効果基準」批判などを準備書面で主張した。被控訴人側は「政府見解」を主な論拠に、参列は宗教的行為ではないことを主張している。

前号では、鹿児島大嘗祭違憲訴訟控訴審のいわば「序盤戦」として、控訴人の第一準備書面（一九九三年二月二十四日）、控訴人の第二準備書面（一九九三年四月二十六日）、被控訴人の第一準備書面（一九九三年六月四日）、控訴人の第三準備書面（一九九三年六月七日）を紹介した。

その後、控訴審は翌九四年七月まで、双方がーといっても原告（控訴人）側が数の上でも量的にも圧倒的に多いのだがー準備書面の提出を行った。本号では、被控訴人の第二準備書面（一九九三年一月三日）、控訴人の第四準備書面（一九九三年一月二〇日）、控訴人の第五準備書面（一九九三年一月二〇日）、控訴人の第六準備書面（一九九三年一月二二日）を掲載する。ただし、前号までは、鹿児島大嘗祭違憲訴訟の全容を資料として残すことを目的としたため、準備書面を全部掲載してきたが、本号では、紙面の関係で、一部の書面は要約あるいは抄録で掲載することにした。

控訴審は、こうした準備書面の「攻防」がつづいたあとで、学者証人申請が裁判所にごとごとく認められなかったことを理由として、控訴人から裁判官忌避の申立てが福岡高裁宮崎支部に提出された。一九九四年七月二五日に福岡高裁宮崎支部は申立てを却下する決定をおこなった。控訴人は、最高裁に特別抗告を申立てたが、同年九月九日に最高裁第一小法廷は却下した。

九五年一月に再開された控訴審で、控訴人は被控訴人Ⅱ土屋佳照鹿児島県知事本人を証人申請したところ、裁判所はこれを認め、鹿児島県出張尋問をおこなうことを決定した。天皇の代替わり儀式にかんする裁判で県知事の本人尋問が認められたのは今回がはじめてである。この本人尋問は当初一九九五年四月二五日に鹿児島地裁で出張尋問として行われる予定だった。しかし、一般の傍聴ができない「当事者公開」であり、それに知事の日程だけは聞いて控訴人側弁護士の日程を事前に聞かなかつたため、弁護士がすべて都合が悪い期日となつてしまった。変更を主張したが、裁判所は譲らないため、二度目の忌避を請求することになった。この二回目の忌避請求についても、五月二日までに福岡高裁宮崎支部（川崎貞夫裁判長）は却下。五月四日に最高裁への特別抗告がなされたが、七月一四日までに最高裁第二小法廷（根岸

重治裁判長)は、この特別抗告を単なる法令違背の主張にとどまるとして、却下した。

5 被控訴人の第二準備書面(平成五年一〇月一三日付け)

この被控訴人の第二準備書面は、控訴人が提出した一九九三年六月七日の準備書面での大嘗祭の性格付けについて反論するものであった。「要するに、控訴人の主張する大嘗祭は、①天皇が皇祖神と一体となり神格を取得する神事であり、②かつ全国が天皇に服属することを象徴する儀礼である、というのである。／＼そこで、右①及び②について、それが定説ではないことにつき若干述べることにする」というのが被控訴人の主張である。

①については、「大嘗祭は、天皇が御即位の後、初めて大嘗宮において、新穀を皇祖、天神地祇にお供えになって、御みずからもお召し上がりになる、そして皇祖、天神地祇に対して安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、今後とも国家国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式というのが正確な理解であると思っております、その式次第とかお告げ文等を先例で見ましても、そこには神と一体となるとか、神性を得るとかいうことを見受けられる点はございません。したがって、宮内庁としてはそのような説には賛成いたしかねると考えておるわけでございます。」とする一九九〇年四月一七日の宮尾政府委員(宮内庁次長)の国会での答弁が援用されている。「皇祖、天神地祇に対して安寧と五穀豊穡などを感謝・祈念する」というこの大嘗祭の性格付けは「政府見解」によっている。しかし、大嘗祭の宗教的性格付けについてはいろいろ学説があるが、大嘗祭が宗教的儀式であることは「政府見解」も宮尾政府委員の答弁でも否定されていない点が、本件の憲法判断に関してもっとも重要なところのはずである。

②については、岡田莊司氏の論文「大嘗祭―真床覆衾論―と寝座の意味」から「長い歴史と伝統に支えられて伝習さ

れてきた大嘗祭は、服属儀礼」として生きつづけてきたのではなく、奉祝儀礼へと再生していったところに、大嘗祭存立の今日的意義がある」とする分析が援用されている。しかし、ここでも、控訴人は、大嘗祭は「服属儀礼だから憲法違反」とだけ言っているわけではなく、被控訴人の言うように「大嘗祭が奉祝儀礼」だからといって、その宗教的性格を否定することにはならない。

6 控訴人の第四準備書面（一九九三年一〇月二五日付け）

以下は、控訴人の提出した準備書面（第四）の全文である。内容は、被控訴人の提出した準備書面（本紀要の一七号二九―三一頁）に対する反論である。

『 準備書面（第四） 』

被控訴人が一九九三年六月四日に提出した「準備書面」について、反論する。

一、本件の争点について

被控訴人の準備書面は、本件の争点につき「被控訴人が、鹿児島県知事として宮内庁長官から大嘗宮の儀の案内を受け、その地位に伴う儀礼的行為として悠紀殿供饌の儀に出席するため、公費から旅費の支給を受けたことが違法であるか、どうかという点にある。」と述べている。被控訴人はあくまで「案内を受け」て、「儀礼的行為」に参列した消極的な行為で

あつたことを強調したい意図のようである。

しかし、これまで原告側準備書面でのべてきたように、県知事の大嘗祭参列は、県知事の憲法についての判断にもとずく積極的な行為であり、市民の葬儀や法要などへの参列と同様のたんなる儀礼的行為とはいえないものである。というのは、大嘗祭は典型的な宗教的儀式であり、そうした宗教的儀式に公費をもちいて県知事が参列することには憲法上おおきな疑義があることがすでに広く知られていたからである。また憲法遵守義務を負う県知事が、憲法上の国民主権原則に違反しているのではないか疑問がだされて、国民の中でも意見の対立のあつた大嘗祭への参列は「儀礼」としてすまされる問題ではなかつたはずである。

したがって、一定の憲法判断にもとずく県知事の大嘗祭参列が、憲法違反なのかどうか、まさにその点が、本件の争点なのである。したがって、本件住民訴訟の公費支出の前提になつてゐる、その憲法上の争点についての裁判所の判断がもとめられているのである。

二、大嘗祭に関する政府見解への県知事の対応について

①被控訴人の準備書面は、「知事である被告にとつて、いやしくも政府が検討した見解が憲法に違反するなど考えられないところであつた」と述べてゐる。しかし、こうした主張は、県知事の大嘗祭参列を正当化することにはならない。県知事は日常いろいろな行政事務を処理しているが、そのさい、政府の見解とことなる事例はしばしば存在する。そのためいろいろな調整や解釈の統一が必要になることはまゝある。県政に責任を負う県知事としては、その行動すべてにつき、憲法・法律との適合性に細心の注意をはらわなくてはならないことは自明のことである。ところが、この準備書面では、そうした細心の検討の必要性が横におかれて、政府見解への「盲目的な服従」が強調されている。

一九八九年一月二日に公表された政府見解については、発表当時から、憲法学者・宗教学者などからすでに疑問の

声が上がっていた。

政府は、一九八九年九月二六日の閣議決定で「即位の礼準備委員会」を設置した（委員は、内閣官房長官を長として、法制局長官、官房副長官（政務・事務）、宮内庁長官の四人から構成された）。委員会は一月七日以降、四回にわたって「有識者」から意見の聴取をおこなった。その聴取のさい、もつとも議論になったのは、大嘗祭の歴史的沿革、儀式の性格、政教分離との関係（費用の支出をふくめて）についてであったようだ。政府見解がだされるにあたって、政府は有識者の意見を聴取したが、その中でも、大嘗祭は憲法に反するという意見がみられたのである。

国民の中でそうした意見の対立があつたからこそ、これまで、述べてきたように、他の県知事の中には、大嘗祭への参列につき、「欠席」あるいは「私費での参列」という態度をとる人もあらわれてきたのである。それは、まさに県知事それぞれが憲法・法律にてらして、自己の行動を正当化できるかどうか、思いあぐねた結果であつたといえよう。

したがって被控訴人のいうように、「知事である被告にとつて、いやくも政府が検討した見解が憲法に違反するなど考えられないところであつた」と断定して、県知事の行動を正当化することはできないのである。

また鹿児島県監査委員会も、憲法違反の疑いがあるとする委員もあつて、結論的には「意見が一致せず」という結論をまとめるに到つたことも「いやくも政府が検討した見解が憲法に違反するなど考えられない」とはいえないことを明確に物語っている。

②被控訴人は、「政府見解」の正当性をあくまで主張している。そこで、この「政府見解」の憲法上の適否について述べる。この点については、すでに鹿児島地裁に提出した準備書面においてくわしく展開されているが、煩瑣をいとわず、「政府見解」の憲法上の誤りについて述べることにする。

政府は、一九八九年二月二日、「政府見解」を発表した。その「政府見解」のうち、大嘗祭について、「意義」「儀

式の位置付け及びその費用」を説明した部分は以下のとおりである。

第二 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになつて、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があつたときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

2 儀式の位置付け及びその費用

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考ええる。

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考ええる。

以上

政府見解は、大嘗祭は宗教的儀式であることを認めて、「国事行為として行うことは困難」とした上で、「皇位の世襲制をとる我が国の憲法においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることとは当然」として、大嘗祭は「公的性格」があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当とした。

この見解をまとめると、政府は、大嘗祭の性格について、①趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格をもっている。②したがって、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式である。このようにして、国の儀式として大嘗祭をおこなうことをいちおう否定したうえで、大嘗祭にあらたな性格づけをあたえるのである。③大嘗祭は皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式。④日本国憲法は皇位の世襲をさだめている。⑤だから、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずること、すなわち大嘗祭の費用を、皇室の私的な生活費用にあてられる「御手元金」である内廷費からではなく、宮廷費から支出することは相当、とした。そこで、キーワードとして採用されたのが、大嘗祭には「公的性格」があるという理屈であった。

国会での審議においても、政府は「大嘗祭の公的性格」論に依拠して、宮廷費による支出を正当化した。そして、この「公的な性格……という面に着目してそのような限りでの財政的なかかわりを持ちましても、その支出の目的が宗教的意義を持たない、そしてまた特定宗教への援助、助長等の効果を有する行為であるということは到底言えない」と、津地鎮祭最高裁判決にいう「目的・効果」基準をもちだして、説明している。

また、この「公的性格」の位置づけについて、政府は、従来の「三分説」からさらにすすんで、「従前から天皇の行為につきましては、国事行為、公的行為及びその他の行為というふうな三つに大分してきているわけですが、そのうちのその他の行為、すなわち国事行為、公的行為以外の行為の中にも、純粹に私的なものと公的性格ないし公的色彩があるものと区分されるであろう」と、「四分説」とでもよぶべき新しい考え方を披露している（国会での答弁）。

③この見解については、当然のことながら、憲法学界から鋭く、また的確な批判が投げかけられている。横田耕一「国民と天皇 即位の礼と大嘗祭(3)」『法学セミナー』四二六号八三頁以下、笹川紀勝「即位の礼・大嘗祭と憲法」『ジュリスト』九七四号七一頁以下、樋口陽一「憲法」創文社・一九九二年・二一六―二一七頁、古川純「大嘗祭」公費支出の違憲性」所収『日本国憲法の基本原理』学陽書房・一九九三年・一三四頁以下、がその代表的な見解である。

政府見解を批判するその論点をまとめると次のようになる。

日本国憲法第二条は「皇位は世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定め、さらに皇室典範第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する」として、皇位の継承の原則が男子による世襲であることを規定している。これはあくまで皇位継承の方法として世襲を採用している旨を憲法・皇室典範が定めていると解釈できる。これらの規定は皇位継承の原則を定めているにすぎないのであって、そこから、世襲に付随するなんらかの儀式や行為に法的根拠をあたえているわけではない。

皇室典範は、天皇が死去したときに「大喪の礼」(第二五条)、即位したときに「即位の礼」(第二四条)を行う旨さだめている。それは皇位の継承があった場合の儀式についての規定をさだめているが、それらの儀式は世襲であるかそうではないかとは全く別のことがらである。これらの儀式は皇位の世襲制に付随する儀式のゆえに規定されているのではなく、皇位継承に付随する儀式として、認められているのである。しかし、本件でその憲法上の適否が争点になっている大嘗祭については皇室典範にもなら規定はない。天皇家の「代替わり」として、天皇家が私的に大嘗祭なる行為・儀式を行うことは憲法のあずかりしらぬところであるが、いかなる意味でも「公的性格」は付与できないはずである。

実際、裕仁天皇から明仁天皇への世襲にあたって、天皇家では、一九八九年一月七日の天皇死去直後の「賢所の儀」「皇霊殿・神殿に奉告の儀」からはじまって、一九九〇年二月六日の「即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀」まで延々と数々の儀式がつづけられたが、政府によって国事行為とされた「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」「即位礼正殿の儀」

「祝賀御列の儀」「饗宴の儀」(これらの儀式も、政教分離原則・国民主権原則などの憲法規定・原則に違反する内容をもっていたことが問題となった)など一部の例をのぞいて、おもに宗教的性格を理由にすべて私的儀式としてとりおこなわれた。「大喪の礼」に先立つ「葬場殿の儀」もしかりである(なおその葬場殿の建設・とりこわし作業に公費が支出されたことも大嘗祭への国の関与と同様に違憲であると考ええる)。とすれば、政府はまさに宗教的性格を理由として、国事行為ではなく私的儀式としてとりおこなうことを決めたのだから、大嘗祭もならその例外ではなく、なら「公的性格」を有しないものと考えるのが常識的な結論である。そうでないなら、数々の宗教的性格をもった一連の天皇家の私的儀式もすべて、世襲にともなう儀式として「公的性格」を付与されることになってしまふであろう。

政府見解は「一世に一度の重要な伝統的儀式」を理由にしているが、天皇家にとっては世襲にともなういずれの儀式も「二世に一度の」「重要な儀式」に変わりはないはずである。天皇家にとっては、「賢所の儀」から「即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀」までのこの全体の諸儀式の流れこそが重要なだけからである。

「伝統的儀式」というさい、大嘗祭がはたして皇位の世襲に不可欠の伝統であるかいなか、歴史学者の間でも、疑問がだされ、実際の歴史では、大嘗祭をおこなうことのできなかつた天皇も存在する。とりわけ大嘗祭が国をあげての儀式としての「伝統」をもつようになったのは、明治になってから天皇中心の国家体制が確立されてからと指摘されている。しかし、それがたとえ「伝統」であったとしても、それは天皇家にとつての伝統にすぎず、「公的性格」を有するかいなか問題になるさいの基準とはならない。ある儀式・行為が「公的性格」を有して、公費の支出が許されるかどうかは、憲法以下の諸法令にてらして考慮されなくてはならない。

④政府見解については、このように公表当時から批判がだされていたのである。とすれば、被控訴人の「知事である被告にとつて、いやしくも政府が検討した見解が憲法に違反するなど考えられないところであつた」とする主張はとうてい

あたらないもの、あるいは、県知事の「勉強不足」を示すものにほかならない。

三、被告Ⅱ県知事の大嘗祭参列は政教分離原則に違反する。

被控訴人の準備書面は「被告の出席は、．．．自然な儀礼的行為」であつて、「被告の出席目的は、右のとおり天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くす以外の何ものでもなく、宗教的意義は皆無であり、またその出席が特定の宗教を援助、助長するような効果を伴うものでもない」と主張している。

まず、ここで問題なのは、「天皇の皇位継承儀式」という場合、一応は「国の儀式」として行われた「即位の礼」と、あくまで「皇室の儀式」として行われた「大嘗祭」とを、区別して論じていないということである。同じ「天皇の皇位継承儀式」への参加であっても、「即位の礼」と「大嘗祭」ではその出席を正当化する理由付けがことなるはずであるが、いずれも「自然な儀礼的行為」としてすませてしまつてゐる。本件の争点は、政府も宗教的儀式であると認めざるをえなかつた大嘗祭への県知事の公費による参列が憲法にてらしてどう判断されるかが問題とされているのであつて、「天皇の皇位継承儀式」一般への参加が問題になつてゐるのではない。大嘗祭については、その宗教的性格が明らかなのだから、公費によるその参列が、政教分離原則に反しないのか、被告側はくわしく説明する必要がある。しかし、「自然な儀礼的行為」という以外の理由づけしできないのである。

第二に、「被告の出席目的は、右のとおり天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くす以外の何ものでもなく、宗教的意義は皆無であり、またその出席が特定の宗教を援助、助長するような効果を伴うものでもない」と「目的・効果」基準らしきもので、大嘗祭への県知事の参列を正当化している。津地鎮祭最高裁判決で採用された、いわゆる「目的・効果」基準の問題点については、これまですでに原審に提出した書面にて、述べてきた。ここでは、この被控訴人の準備書面に反論する限りで、「目的・効果」基準の限界とその厳格な運用の必要性について、見解をのべることにする。

まず、「目的・効果」基準を適用するとすれば、県知事の大嘗祭参列はいかに判断されるべきか。わが国の憲法学界で、政教分離原則にかかわる「目的・効果」基準について、もつとも權威ある研究者として知られている芦部信喜前東大法学部教授の見解（『憲法』岩波書店・一九九三年）によれば、「目的・効果」基準は以下のように理解され、運用されるべきである（一二九―一三一頁）。

（一）この基準は、①問題になった国家行為が、世俗的目的をもつものかどうか、②その行為の主要な効果が、宗教を振興しまたは抑圧するものかどうか、③その行為が宗教との過度のかわり合いを促すものかどうか、という三つの要件を個別に検討することによって、政教分離原則違反の有無を判断しようとするものである。

（二）この基準は、国家と宗教とのゆるやかな分離を是認することになる可能性がある（津地鎮祭最高裁判決のように、行為者の宗教的意識まで考慮要素とすれば、この可能性は大きい）点で問題はあるが、アメリカの判例のように、基準の内容をしばって厳格に適用すれば、広く用いることのできる基準である。つまり、①にいう目的は、行為者の宗教的な意識などの主観的要件ではなく、客観的意味を重視する。②については、国の行為の性質、それを受ける宗教団体の目的、性格などにかんがみ、国の行為が特定の權威を付与することになるか、当該宗教との象徴的な結びつきをもたらすか、などを厳密に検討する。③については、国の行為によって国の行政上の監督が必要になるような関係とか政治的な分裂等が生じるような可能性があるか、など慎重に考慮する。

（三）このような「目的・効果」基準によれば、かつて国家神道の一つの象徴的存在であった宗教団体である靖国神社に総理大臣が国民を代表する形で公式参拝を行うことは、目的は世俗的であっても、その効果において国家と宗教団体との深いかわり合いをもたらす象徴的な意味をもち、政教分離原則の根幹をゆるがすことになるので、地鎮祭や葬儀・法要等への出席と同一に論ずることはできない。②または③の要件から考えると、違憲といわざるをえない。

この芦部信喜教授の「目的・効果」基準の説明を、本件に適用してみると、かつて国家神道の象徴的存在であった皇室

祭祀の中心に位置した大嘗祭に、「公的性格」があるとして、鹿児島県知事が県民を代表する形で公費を支出して参列したことは、その目的が世俗的であつても、その効果において公共団体である地方自治体と天皇家の私的宗教である神道の深いかわり合いをもたらず象徴的な意味をもち、政教分離原則の根幹をゆるがすことになるので、地鎮祭や葬儀・法要等への出席と同一に論ずることはできず、違憲といわざるをえない。さらに、大嘗祭が国費を使用して、事実上、国の「支援」の下で行われたことを合わせてかんがえると、国と神道との深いかわり合いをもたらず象徴的な結合を意味するのであつて、「目的・効果」基準にてらしても違憲といわざるをえない。

四、他の県知事との比較について

大嘗祭への参列について、他の県知事がどのような態度をとつたのかについては、『ジュリスト』九七四号一八二頁に掲載されている。「欠席」は一六人、「公表せず」が四人、「出席」だが「私費」というのが四人、「公費で出席」が二三人という内訳である。たしかに欠席した県知事がいることから、大嘗祭への参列が「強制」ではなかつたことは認められる。しかし、問題は、政府が事実上「支援」している大嘗祭になぜこのように多数の「欠席」「私費で出席」がでたのか。それは、被告が準備書面でのべているように「欠席の自由等があることは、却つて知事の大嘗祭への出席が儀礼以上のものでなかつたことを物語っている」のではなくて、大嘗祭への参列が憲法の政教分離原則、国民主権原則にてらして疑義があるからこそ、態度が分かれたのである。

憲法上疑義が提示されていたにもかかわらず、それをなんら考慮することもなく、自己の判断で鹿児島県知事が大嘗祭に参列したことは、客観的にみて、「政府の大嘗祭への関与に知事として積極的に支援・援助・助長していこうとした態度の表明」といわざるをえないのである。

以上、のべてきたように、県知事の行為は憲法の政教分離原則(二〇条、八九条)、国民主権原則(憲法前文、一条)

に違反する行為であったといえるのである。

以上

7 控訴人の第五準備書面（一九九三年一〇月二〇日付け）

控訴人の第五準備書面は、三章からなっている。

第一 原判決の判断の恣意性

第二 皇室祭祀や大嘗祭と神道との関係

第三 原判決の「儀礼」論に対する反論

この準備書面は原判決の問題点について、以下のように指摘している。

『原判決は、当事者間に争いのある事実について証拠に基づかず一方的に決めつけたり、原告が主張している政教分離違反について意図的にすりかえた議論をして認定を避けるなど、根本的な欠陥を有している。それは、恣意的、政治的判断としか言いようのないものであり、到底客観的、科学的判断とは認められない。』

このことは、これまでの準備書面でも主張してきたが、特に問題と思われるのは左記の点である。

一 原判決は、知事の参列の目的について、何らの客観的根拠なく主観的な被告の主張のみに基づいて「皇位継承儀式に儀礼をつくし、祝意を表す目的」によると認定している。しかし、判例上目的効果基準における「目的」の判断は客観的でなければならないはずであるし、その判断の一要素である被告の主観的意識については、当然証拠に基づいて認定されなければならないはずである。ところが原判決は、何らの証拠に基づかず被告の主観的意識を認定し、それをそのまま

目的効果基準における目的と認定してしまった。このような態度は判例に反するだけでなく、目的効果基準自体の意味を失わせ、結果として政教分離規定の規範性を失わせる態度であつて、許されない。

二 原審において原告は、大嘗祭の性質について「皇位継承に不可欠の儀式ではない」と主張していたが（九一年一月一日付け準備書面）、原判決は、何らの根拠も示さず、大嘗祭を「皇位継承儀式」とし、被告の参列はこれに儀礼をつくし、祝意を表す目的のためのものと認定している。

しかも、理由第二項1では「皇室は、皇位継承に伴う儀式として大嘗祭を挙行し」と認定しながら、その後はすべて大嘗祭を「皇位継承儀式」としており、両者の違いが重要であることすら理解していない。大嘗祭が単に皇位継承に伴って行われる儀式にすぎないのか、皇位継承に不可欠の儀式なのかは、原判決の用いる「儀礼」論の前提問題として、極めて重要な事実のはずである。そして、歴史的に見れば大嘗祭は決して皇位継承に不可欠の儀式ではないのである（甲第二〇号証の一）。

三 原審で原告は、大嘗祭が神道の儀式であることを主張し、これへの知事の参列は神道との結び付きを強めるものであるから政教分離に違反すると主張していた（九一年六月七日付け及び九二年六月九日付け準備書面）。ところが原判決は、神道に対する援助、助長、促進等の目的・効果について検討するのではなく、「悠紀殿供饌の儀の宗教的側面」に対する目的・効果だけを検討するというすりかえを行っている。このことは、大嘗祭や皇室祭祀が神道と無関係の儀式であることを前提とするかのような態度だが、そのような判断をした根拠は全く示されていない。

四 さらに原判決は、大嘗祭に対する国の関与と被告の参列とを分断し、被告の行為に限定して目的効果基準を判断している。これは、被告の参列が国の「案内」に依ってなされたものであること、被告が官報にも掲載された大嘗宮の儀式次第に則り拝礼を行い、「儀式」の一部を構成したこと等の点を意図的に無視した論理操作である。』

このように、原判決の問題点を指摘したのち、第五準備書面は「皇室祭祀や大嘗祭と神道との関係」について詳述している。被控訴人が、皇室祭祀は神道と異なる独自の宗教であるかの主張をおこなった点の反論になっている。

この準備書面は、一九八〇年七月一日施行の神社本庁の憲章を証拠にあげながら、神道の体系を「伊勢神宮を本宗として天皇を頂点とする」ものと断じている。神社本庁の憲章は以下のようなものである。

第一条 神社本庁は、伝統を重んじ、祭祀の振興と道義の昂揚を図り、以て大御代の弥栄を折念し、併せて四海万邦の平安に寄与する。

第二条 神社本庁は、神宮を本宗と仰ぎ、奉賛の誠を捧げる。

2 神社本庁は、神宮及び神社を包括して、その興隆と神徳の宣揚に努める。

第三条 神社本庁は、敬神尊皇の教学を興し、その実践綱領を掲げて、神職の養成、研修、及び氏子、崇敬者の教化育成に当る。

この憲章を根拠に「この神道の教義に照らして見ても天皇及び皇族の信仰は神道である。すなわち、天皇及び皇族は神道の教義に従って伊勢神宮を本宗として参拝するとともに、自ら祭主となって天皇を頂点とする神道体系の実践に努めているのである。」とする。

ついで、準備書面は「二 大嘗祭は神道の儀式である」「三 大嘗祭への関与と神道の祭祀、助長、促進」の項目で、今回の大嘗祭と神道の関係について検討している。「大嘗祭の施設についても、各門と中央に合わせて五基の鳥居が設置されていた。被控訴人はこの鳥居に向かつて拝礼している」ことが指摘されるとともに、宮尾宮内庁次長の国会での以下のような答弁も援用されている。

「いわゆる神式というのは、私どもそういう学術的な素養も十分持っておりませんし、問々世の中には誤解を招くような使い方もありますので、注意をしなければならぬと思いますが、大きく分けて仏式だとか神式だとかキリスト教の方式

だとかいろいろな方式というものがあるとすれば、大きな意味での神式という考え方による方式であると言って差し支えないと思います。」

さらに、神道の側からも大嘗祭が神道の中核的儀式として扱われ、その布教宣伝に利用されていることを、神社本庁の作成したパンフレットに基づいて、この準備書面は立証しようとしている。

「毎年秋十一月には、稲の収穫を祝い、神々からの恵みに感謝するお祭り、新嘗祭が宮中を始め全国各地の神社で執り行われます。／宮中の新嘗祭では、天皇さまが吹上御苑の水田でお作りになられた稲米が、天皇さま御自ら天照大御神・天神地祇に親しく捧げられます。／天皇さまが御即位になられて初めて行われる新嘗祭を特に大嘗祭と称し、古来からわが国における最高至貴なお祭りとされてきました。」

そして、「公人が（大嘗祭に引用者）参列することは、直ちに神道という特定の宗教との結び付きを強め、国家と神道との密接な関係を国民に印象付けることになる」し「宗教にとつて自らの宗教儀式に国家の援助や公人の参列を得ることとは、それだけで布教宣伝において有利な地位を得ることになることは言うまでもないが、『敬神尊皇』を教義とし、天皇自身を神道の祭主として頂く神道にとつて、天皇が行う神まつりの中で最も重要な儀式である大嘗祭に国家の援助や公人の参列があるということは、布教宣伝の上で他の宗教に比して極めて有利な地位を得ることになる」とする。公人の参列の目的・効果を検討するにあたって、この事実を踏まえて客観的に検討すべきだと、この準備書面は強調している。

「第三 原判決の『儀礼』論に対する反論」では、被控訴人の大嘗祭への参列が「天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くし、天皇の皇位継承に祝意を表すためであつて、その目的において宗教的意義をもったものではなかった」とするなど「儀礼」であることをほとんど唯一の根拠として、政教分離原則に違反しないとされた原審の判断に対して反論している。その反論の要旨は、この立論が、宗教における「儀礼」の意義や「儀式への参列」の意味をわきわえておらず、神道の教化活動において祭祀がもつとも重要な布教の手段であり、その祭祀に一定の形式的な作法を整えて「儀礼」を尽くすという行為

そのものが宗教伝道・布教のもつとも効果的な方法であるとする点にある。それゆえ、結論的に、被控訴人の参列が、神道の布教活動たる儀礼の一端を担ったものであり、神道の援助、助長、促進となる宗教的活動として、政教分離規定に違反することは明らかである、と主張した。

8 控訴人の第六準備書面（一九九三年二月二日付け）

第六準備書面は、「国が今回の即位の礼、大嘗祭をいかなる意図で行い、それが神道の布教にとっていかなる意味を持つたか、加えて国民の間でいかなる反対運動があったかという点を総合的に評価検討すること」を目的としていた。全部で五八頁にも及ぶ長大な準備書面である。その目次は次のとおりである。

はじめに—本準備書面の目的

第一 本件代替わり儀式に対する国家の関与

一 概観

二 内閣及び宮内庁による即位の礼・大嘗祭の準備

三 予算・費用について

四 国による奉祝強制

第二 即位の礼の国事行為化・大嘗祭の「公式行事化」を進めた勢力

一 はじめに

- 二 神社本庁
 - 三 「大嘗祭の伝統を守る国民委員会」
 - 四 「奉祝委員会」結成
- 第三 布教の効果
- 一 神社神道の布教活動
 - 二 マスコミによる布教の効果
- 第四 奉祝強制の状況
- 一 はじめに
 - 二 政府の奉祝要請
 - 三 地方自治体の対応
 - 四 右翼による言論封圧
- 第五 即位の礼・大嘗祭に対する国民の反対の声
- 一 はじめに
 - 二 国会での意見聴取
 - 三 各政党の対応
 - 四 地方自治体の反対決議
 - 五 国民の反対運動

まとめ

ここでは、大嘗祭への国および地方自治体の関与について述べている部分にしほって紹介する。

『第一 本件代替わり儀式に対する国家の関与』

一 概観

即位の礼・大嘗祭の施行については、内閣が一九八九年七月に「即位の礼検討委員会」を設置し、大嘗祭の費用を国費から支出することを決定、この政府見解に基づき、九〇年一月八日、内閣は海部首相を委員長とする「即位の礼委員会」を設置し、内閣は即位礼正殿の儀などを国事行為として行うことを決定し、内閣が設置した「即位の礼実施連絡本部」が即位礼などの細目を決定した。宮内庁による検討作業も内閣の検討と軌を一にしてすすめられ、八九年九月二六日には大禮検討委員会を、九〇年一月八日には大禮委員会を宮内庁内に設置し、旧登極令を踏襲し一部を簡素化して行うことなど、即位礼・大嘗祭などすべての一連の儀式の細目を決定した。

そして、即位礼関係の儀式は国事行為として総理府が事務を担当し、大嘗祭など他の一連の儀式は宮内庁が担当し、公費を支出して行った。一連の儀式のなかでも主たる儀式である同年一月一二日の即位礼当日の賢所大前の儀から一二月六日の即位礼及び大嘗祭後御神楽の儀までの即位の礼・大嘗祭関連儀式には内閣総理大臣を始め三権の長、国務大臣がすべて参加しており、まさに一連の代替わり儀式は国が主宰者ないし主催者として執り行った儀式であって、その政教分離原則違反、国民主権違反など憲法違反の程度は甚だしいものがあつた。

二 内閣及び宮内庁による即位の礼・大嘗祭の準備

1 内閣は、一九八九年七月に、即位の礼の準備に当たたる事務レベルの「即位の礼検討委員会」の初会合を開き、組織づ

くりについて検討を開始し、これに基づき、九月二十六日に「即位の礼準備委員会」の設置を閣議決定した。右準備委員会は森山真弓内閣官房長官を委員長とし内閣法制局長官、宮内庁長官などを委員として、構成されていたが、一月七日から四回に分けて歴史学者、憲法学者ら一五人の学識経験者からそれぞれの立場からの意見を聴取するなどして即位の礼に関する諸問題について協議を行った。

特に大嘗祭については憲法の政教分離原則、費用の支出先、儀式的性格付けなどの点で様々の意見に分かれた。

後に詳述するように「国の行事が神道で行われることが神道の布教になる」「大嘗祭は神との関係において天皇の即位を正統化しようとするもので、国民主権原則に反する」から違憲であるとの意見が出された。費用をどの予算から支出すべきかという点についても、「プライベート（私的）な出来事として現在の内廷費の範囲内で行われるしかない」「国民からの任意の寄付で賄う方法もある」などの意見が出たが、右準備委員会は一月二十二日、政府見解をまとめ、第一に「即位の礼」は国事行為として総理府予算を充てることとし、第二に大嘗祭は「収穫儀式」に根ざしたものであり、安寧と五穀豊穡などを皇祖及び天神地祇に感謝し、国民のために祈念する儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見ることは否定できないとしたにもかかわらず、右儀式は皇位継承に伴う一世一代の重要な儀式であり、皇位の世襲制をとるわが国の憲法の下では国としてもその挙行を可能にする手立てを講ずることは当然、との論理で、「公的性格」を認め、宮内庁予算のうちから、公的行為の支出に充てられる宮廷費を使用することとした。

右見解は皇室行事という曖昧な概念を用いながらその「公的性格」故に公費の使用を認めるというすりかえにより、宗教儀式に対する公金支出を認めるという、明確な政教分離違反を否定できるものでは到底なく、後述するように当然国民の間で反対意見・運動がかつてない規模で盛り上がった。しかし、右政府見解は同日臨時閣議で了承された。

一九九〇年一月八日、内閣は、即位の礼の実施大綱を検討する「即位の礼委員会」の設置を閣議決定し、検討をはじめ、「即位礼正殿の儀」「祝賀御列の儀」及び「饗宴の儀」を国の儀式として行うことを決定した。

同委員会は「即位礼実施連絡本部」を設置し、各儀式の式次第の実施要綱「即位の礼の挙行について」を決めた。

2 宮内庁による検討作業も内閣の検討とはほぼ軌を同じくした。

一九八九年七月に、宮内庁長官を委員長とする「大札検討委員会」を設置し、日程、参列者の数、調度品の調達、大嘗宮の規模などの検討に入った。九月二六日には、同じく藤森宮内庁長官が委員長となつて「大札準備委員会」を設置し、一二月二日には内閣の即位の礼準備委員会が「政府見解」をまとめたのに合わせて「検討結果」を発表した。一九九〇年一月八日、内閣の「即位の礼委員会」の設置と合わせて、宮内庁には長官を委員長とする「大札委員会」が設置された。右委員会は大札関係の儀式と概要を発表し、大嘗祭を一月二二日夕刻から二三日未明にかけて皇居東御苑で行うことを決めた。九月一六日、大札委員会は皇室の儀の諸日程を正式決定するとともに儀式内容の概要を発表した。

3 以上のように、一連の儀式は内閣及び宮内庁が共同作業で準備し、国事行為とされた儀式の事務は総理府が、それ以外の儀式の事務は宮内庁が担当して執り行ったものであるが、後述のように、これらの決定は国民の意思を反映したものである。むしろ、神社本庁を中心とする復古勢力の圧力を如実に反映するものであった。これらの勢力の意向を受け、宮内庁の基本的な考え方は昭和二二年の「依命通牒」に全面的に依拠することにあつた。いみじくも、宮内庁職員が述べているように「京都で行わなかつたことを除けば、主要要素はすべて前例どおり」（毎日新聞一九九〇・一一・二二夕刊）だったのである。

三 予算措置・費用について

一九八九年一二月二四日に平成二年度予算の大蔵原案が内示され、即位の礼・大嘗祭に八一億一八〇〇万円が計上されたが、これは東京サミットなど我が国の重要な行事・式典の中でも突出した予算であつた。特に注目すべきは、国事行為とされた即位礼正殿の儀の予算が一四億三五〇〇万円であつたのに対し、大嘗祭には二二億四九〇〇万円もの出費がなされてきていることである。

ところが、さらにその後、「過激派」の活動激化に対応するとの名目で、政府は、一九九〇年一月一日に即位の礼等に関する警備費用として予備費から四二億九八〇万円の追加支出をきめ、即位の礼・大嘗祭関係の予算は、総額で一二三億二七八〇万円となった。

また、一九九〇年六月二五日、政府は、即位の礼に関し皇室が祝品の受け取りを可能にする議決を国会に求めることを閣議で決め、その後国会で議決された。

かような異常な予算措置により、全国民が個人の思想・信条とは無関係に強制的に出費を強いられることになったのである。

四 国による奉祝要請

本件代替わり儀式に対する政府の奉祝要請行動は以下のとおり多岐に及んだ。

すなわち、天皇の大喪の礼における「弔意奉表」と同一の構成をとり、即位の礼当日を休日とし、各省庁については「日の丸」の掲揚を義務付ける、地方公共団体に対して国旗を掲揚するよう協力を「要望」、地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても「日の丸」を掲揚するよう協力を「要望」した。内閣は、これを各省庁に通知し、さらに各省庁から関係機関に通知させることで国民の祝意奉表の徹底を図った。文部省は、事務次官通知で国公立大学、都道府県教育委員会などに祝意奉表を通知し、また同日付けの初等教育局長通知により「国民こぞって祝意を表することの意義を児童生徒に理解させる」ことの指導を求めた。

一方、宮内庁は、地方自治体に対し大嘗祭に使われる庭積机代物、悠紀地方・主基地方の献物、「お祝い品」に関して奉祝要請をし、大蔵省は一九八九年一月一日に即位記念の十万円金貨と五百円白銅貨の発行を決め、郵政省は天皇即位記念切手の発行と記念スタンプの使用を決めるとともに、「天皇陛下御即位記念定額郵便貯金証書」も発行した。厚生省は即位を記念して、身体障害者のスポーツ、文化、国際交流施設の建設など大規模な事業に着手する方針を発表した。

このように、本件代替わり儀式への国の関与は、大規模かつ多面的であり、しかも後述のようにその意思決定過程において日本国民及び諸外国国民の広範な反対の意思を無視し、一部復古勢力の強い影響を受け憲法違反の儀式を強行したものであり、その不当性は著しいものがある。」

地方自治体の大嘗祭への関与について、準備書面は、以下のように指摘した。

『庭積の机代物については宮内庁は、一九九〇年三月八日、都道府県知事あてに「庭積の机代物に関する推薦について（依頼）」を出して、大嘗祭のための精米・精粟、特産物の献上について、その斡旋を依頼する適切な農業団体の名称と県の特産物（五つ以内）を三月三十一日までに推薦するよう求め、農協・経済連が窓口となり選定した。

皇室に対する献上品については一九九〇年六月二六日に国会で憲法第八条の規定による皇室に対する贈与を認める議決が行われたが、具体的な基準が明らかでなかったため、六月二八日に全国知事会事務総長は、宮内庁に対して献上品の基準について問い合わせた。これについて、宮内庁次長は七月三日、献上品は各都道府県一件以内とし、一〇月末までに宮内庁長官に申請書を提出し、十一月一日から二月二〇日の期間に送付することと回答した。これに基づき各都道府県は独自の基準を設け、三〇万円から一〇〇万円の公費による献上品を支出した。

（略）

第四 奉祝強制の状況

三 地方自治体の対応

前述のように「奉祝委員会」は実際には神社本庁関係者が中心となって自らの教義に従い、天皇の権威強化を目指す組織であったが、これに我が国の指導者がこぞって参加し、政府のみならず、地方自治体にも大きな影響力を行使し、本件代替わり儀式の奉祝運動を進めさせた。例えば、悠紀田・主基田地方に選ばれた秋田及び大分では神社関係者が奉祝田を

選定し、神社本庁は各地方自治体での神饌田の選定について各神社に指示を出し、宮内庁は、大分では神社関係者が設定した奉祝田から主基田を設定するというありさまであった。

「奉祝委員会」は、国民運動の一環として、地方自治体に対しては、自治体主催の祝賀行事の開催、記念事業の実施、記帳所の設置を要請した。

これを受ける形で、東京都奉祝委員会など地方にも奉祝委員会が設立され、奉祝事業として、各地で「奉祝田」「神饌田」が設けられ、大嘗祭で天皇が使用する用具に関しても、奉祝組織が設けられ献納運動が行われた。

まず大分県議会は、一九九〇年九月二五日に大分県御大典奉祝会より提出された奉祝宣言決議の請願採択を強行可決した。東京都議会も同様に十一月九日に臨時会を開催し、天皇への賀詞を賛成多数で可決した。

記念事業では、神奈川県葉山町議会が町費一〇四万九〇〇〇円で即位記念碑(一五〇万円)の建立、記念テレホンカード・記念ハガキ、日の丸の小旗(一万五〇〇〇本)を配付した。また香川県の直島町は、即位の礼を前に日の丸を全戸配付した。政府は悠紀地方に選ばれた秋田県、主基地方に選ばれた大分県に対し大嘗祭後の大饗の儀用として県の特産物一五品目を四月二〇日までに推薦することを求めた。(以下、略)

このように述べてきて、この準備書面は「今回の即位の礼・大嘗祭を中心とした一連の代替わり儀式の右実態を鑑みる
とき、その違憲性の程度は極めて深刻かつ重大であると言わざるを得ない」と結んでいる。
(つづき)